

第三・第十中学校統合新校改築に伴う複合施設整備にあたっての (仮称) 総合子どもセンター機能の基本的な考え方について

I はじめに

中野区立小中学校再編計画（第2次）に基づき、現在の第十中学校を改築し、校舎・体育館・校庭とも充実した教育活動を可能とする規模や機能を十分に確保しつつ、第三中学校・第十中学校の統合新校の校舎を整備する。

これに加えて、新しい中野をつくる10か年計画（第3次）に基づき、中野坂上の交通利便性、交通結節点といった立地条件を踏まえ高層化による敷地の有効活用を図り、図書館や子ども家庭支援センター、教育センターを複合併設する。

II (仮称) 総合子どもセンター機能の導入

複合施設には、多様化・複雑化する子育てや教育の問題に総合的な対応を図るため、教育センター（教育相談）と子ども家庭支援センターとを一体化した機能を導入する。さらに、導入に当たっては、将来的に設置（移管）を目指す児童相談所と統合した（仮称）総合子どもセンターとして整備し、切れ目のない効果的な相談・支援機能等を一元的に提供できる施設とする。

III (仮称) 総合子どもセンター機能（施設）の主な特徴

1 基本コンセプト

児童相談所が設置（移管）されることを想定し、以下の機能を持つ（仮称）総合子どもセンターとする。児童相談所の開設までの間は、現在の子ども家庭支援センターと教育センターの教育相談機能との統合施設としてスタートする。

（仮称）総合子どもセンターでは、地域の関係機関（警察、民生・児童委員、医療機関、社会福祉協議会等）との連携強化（要保護児童対策地域協議会の強化等）をはじめ、地域の担い手資源を最大限に生かし、子ども・教育にかかる専門性の高い相談支援・指導・措置等、切れ目のない支援等を迅速、的確、総合的に展開する。

また、対応事例や、課題を持つ子ども・若者をめぐる環境の変化等について分析、検証を行いノウハウを蓄積するとともに、区内大学の関連学部等の知見を活用し連携を進め、課題を持つ子ども・若者や家庭にかかる対応方針の確立や政策立案を行うなど、関係機関や区の関連部署の対応力強化の支援を担う。

2 具体的な機能

総合的な窓口において、相談時のアセスメントや主訴に基づき、直ちに適切な担当につなぐほか、ケース会議等での情報共有を行いつつ（２）～（４）の機能が分担してあるいは連携して対応する。

（１）相談機能の一元的対応

養護、障害・発達、非行、不登校、教育、性格・しつけ・適性・ひきこもり等の課題を抱える子ども・若者とその家庭に対して、福祉、心理、教育等の専門的知識・技術を用いた総合相談を一元的に実施し、ワンストップで対応するほか、虐待通告機関としても位置づける。

なお、相談対応は、状況に応じて、来室（面接）、電話、インターネット、アウトリーチで実施するものとし、受付時間や相談の曜日・時間帯を拡大するほか（教育相談を含む）、フリーダイヤルの導入など、24時間365日の緊急対応体制を整える。

（２）子ども・若者専門的支援・指導機能

○ 子ども虐待・非行等対応機能

子どもに対する虐待や子どもの非行等の相談について、調査、診断、判定、支援方法の決定等を行い、在宅における支援、指導、施設入所等措置、家庭復帰支援等を実施する。

○ 社会適応支援機能

ひきこもり等により社会生活への適応に課題のある若者とその家庭に対して、本人と家族の状況を総合的に把握し、段階的に自立につながる支援のコーディネートを実施する。

（３）特別支援教育対応機能

発達障害を含む障害のある子ども一人ひとりの教育的ニーズの把握と適切な教育や指導、支援巡回相談、介助員の配置、特別介助員の配置を実施する。

（４）適応指導教室

不登校児童・生徒とその家庭に対して学習指導や教育相談等による適応指導を実施する。発達障害への対応も含め機能を高めていく。

3 一時保護施設等

児童相談所の設置にあたって必要とされる、一時的に子どもを保護・観察する一時保護施設については、広域的な施設として他区との共同設置も視野に入れて検討することとし、（仮称）総合子どもセンターとは別に確保することを予定し検討していく。

同じく所掌すべき児童相談所設置市事務（児童福祉審議会設置、里親事務、児童委員事務、児童福祉施設関係事務等）についても、本庁舎機能のあり方等と併せて今後検討する。

IV 複合施設の整備

1 各施設の配置等

- ① (仮称)総合子どもセンターは、子ども・若者とその家庭が、安心して施設を利用できるよう、進入経路は相互に視界に入らない工夫(デザイン・専用動線等)を施すなど、プライバシーに十分に配慮する。
- ② 相談受付から相談へのワンストップ窓口を設置し、相談内容により相談室への適切な誘導を行なう。なお、相談室は、相談件数の増減や業務変更等にも対応できるフレキシブルな施設とする。
- ③ 学校部分は、他の施設と完全に区分けし、教育活動及び安全面・機能面に十分に配慮する。学校は、施設全体の低層部に配置し、他施設からの視線・防音に配慮する。

2 セキュリティ機能の考え方

施設配置や人的な管理体制を含め、安全管理に十分留意する。

- ① 学校、(仮称)総合子どもセンター、図書館の出入口はそれぞれ完全に分離し、学校以外の利用者は、不用意に校内に立ち入ることができない動線とする。
- ② それぞれの施設の利用日や利用時間に応じたセキュリティ設備を検討する。

V 今後の予定

平成28年6月	第2回定例会 「第三中学校・第十中学校統合新校校舎等整備基本構想・基本計画(案)」報告
平成28年6月末 ～7月上旬	意見交換会の開催
平成28年7月	「第三中学校・第十中学校統合新校校舎等整備基本構想・基本計画」策定

(仮称) 総合子どもセンター相談支援の流れ

